(七)　高層建築物等のうち多数の者が出入する一定の大規模な防火対象物について、その管理権原者は、一定の資格を有する者のうちから、当該防火対象物全体の防災管理業務を行う統括防災管理者を協議して定め、政令で定めるところにより、当該防火対象物全体についての防災に係る消防計画の作成等を行わせることとした。この場合において、統括防災管理者に、統括防火管理者の行うべき業務を行わせなければならないこととした。（第三六条関係）

2　消防用機械器具等の違法な流通を防止するための措置の拡充

(一)　日本消防検定協会等は、不正の手段によって型式適合検定に合格した検定対象機械器具等の合格の決定を取り消すことができることとした。（第二一条の八第二項関係）

(二)　検定に合格していない消防用機械器具等が市場に流通した場合に、総務大臣が販売業者等に対し、回収等を命ずることができることとした。（第二一条の一六の六関係）

3　検定に合格していない消防用機械器具等を市場に流通させた者等に対する罰則を引き上げるほか、総務大臣による回収等の命令に従わなかった者に対する罰則を新たに設けるとともに、その法人に対して一億円以下の罰金刑を科すること等とした。（第九章関係）

4　火災の原因調査のため必要があるときは、消防長等は、火災の原因である疑いがある製品の製造業者等に対して、資料提出等を命ずることができることとした。（第三二条第一項関係）

5　その他

(一)　「個別検定」を「型式適合検定」に名称を改めるとともに、その実施方法について総務省令で定めることとした。（第二一条の二第三項関係）

(二)　日本消防検定協会の業務に係る規定の明確化を図ることとした。（第二一条の三六第一項関係）

(三)　消防用機械器具等の検定を行う登録検定機関の登録要件のうち、試験設備の保有要件を緩和することとした。（第二一条の四六第一項関係）

6　この法律は、平成二五年四月一日から施行することとした。ただし、1については、平成二六年四月一日から施行することとした。

◇**過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律**（法律第三九号）（総務省）

1　期限の延長

この法律の有効期限を平成三三年三月三一日まで延長することとした。（附則第三条関係）

2　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇**離島振興法の一部を改正する法律**（法律第四〇号）（国土交通省）

1　目的規定の改正

離島の国家的国民的役割及び離島の置かれた現状と背景をより明確にするとともに、離島の振興の目的として、人の往来及び生活に必要な物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額である状況の改善、地域間の交流の促進、居住する者のない離島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止並びに定住の促進について明記することとした。（第一条関係）

2　基本理念及び国の責務規定の新設

(一)　基本理念として、離島の振興のための施策は、離島が我が国の領域、排他的経済水域等の保全等我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っていることに鑑み、その役割が十分に発揮されるよう、離島における定住の促進等が図られることを旨として講ぜられなければならないこととした。（第一条の二第一項関係）

(二)　国は、(一)の基本理念にのっとり、離島の振興のため必要な施策を総合的かつ積極的に策定し、及び実施する責務を有することとした。（第一条の二第二項関係）

3　離島振興の実施体制の強化等

(一)　離島振興基本方針及び離島振興計画に係る主務大臣について、従来の国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣のほか、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣を追加することとした。（第三条、第四条及び第二一条の三関係）

(二)　主務大臣（国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣）は、毎年、離島の振興に関して講じた施策について、国土審議会に報告することとした。（第二一条の二関係）

4　離島振興基本方針及び離島振興計画に係る規定の整備

(一)　離島振興基本方針に定める事項及び定める事項の例示を追加することとした。（第三条第二項関係）

(二)　離島振興計画に定める事項について、(一)の離島振興基本方針に定める事項の改正に準じた改正を行うとともに、その区域が離島振興対策実施地域である市町村は、当該地域に係る離島振興計画が定められていない場合には、都道府県に対し、当該地域について離島振興計画を定めることを要請することができるものとし、要請があったときは、都道府県は、速やかに、当該要請に係る離島振興対策実施地域について離島振興計画を定めなければならないこと、市町村は、離島振興計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、その離島振興対策実施地域の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずることとした。（第四条第二項～第六項関係）

5　離島活性化交付金等

(一)　都道府県は、離島活性化交付金等事業計画を作成することができることとし、当該計画には、離島振興対策実施地域の活性化に資する事業等で政令で定めるものに関する事項及び計画期間を記載するものとするほか、当該計画の目標等を記載するよう努めることとした。（第七条の二関係）

(二)　都道府県又は離島関係市町村等が交付金等を充てて離島活性化交付金等事業計画に基づく事業等の実施をしようとするときは、当該都道府県は、当該計画を事業等所管大臣に提出しなければならないこととし、国は、都道府県又は離島関係市町村等に対し、提出された離島活性化交付金等事業計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てるため、それぞれの事業等ごとに、交付金等の交付を行うことができることとした。（第七条の三関係）

(三)　国は、毎年度、(二)の事業等及びその他の離島振興対策実施地域の活性化に資する事業等で当該年度に実施するものについて、その内容を取りまとめ、公表することとした。（第七条の四関係）

6　財政上及び税制上の措置等

(一)　国は、2の(一)の基本理念にのっとり、毎年度、予算で定めるところにより、離島振興計画の円滑な実施その他の離島振興対策実施地域の振興に必要な財政上の措置等を講ずるとともに、国及び地方公共団体が離島振興計画に基づく公共事業の実施に要する経費について予算に計上する際の離島振興計画の実施に係る予算の明確化についての特別の配慮について定めることとした。（第六条関係）

(二)　国は、1の目的の達成に資するため、租税特別措置法等の定めるところにより、離島振興対策実施地域の振興に必要な税制上の措置等を講ずることとした。（第一九条関係）

(三)　地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置の対象業種に情報サービス業その他総務省令で定める事業を追加することとした。（第二〇条関係）

7　基本的施策の充実

国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域における医療の確保等、介護サービスの確保等、保健医療サービス等を受けるための住民負担の軽減、交通の確保等、情報の流通の円滑化及び通信体系の充実、農林水産業その他の産業の振興、就業の促進、生活環境の整備、教育の充実、地域文化の振興、観光の振興及び地域間交流の促進、自然環境の保全及び再生、エネルギー対策の推進及び防災対策の推進について適切な配慮等をすることとした。（第一〇条第七項～第一七条の四関係）

8　離島特別区域制度の整備

政府は、離島振興対策実施地域内に区域を限って規制の特例措置その他の特別措置を適用する制度の創設について総合的に検討を加え、必要な措置を講ずることとした。（第一八条の二関係）